

国民健康保険に加入する方へ

限度額適用認定証更新のお知らせ

国民健康保険（国保）では加入者の年齢や世帯の所得に応じて、1カ月の医療費の自己負担限度額（限度額）が決まっています。II下表。医療費が高額になりそうときは、事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で保険証と一緒に提示すると、支払いが限度額までとなります（保険適用外の医療費や部屋代を除く）。

認定証の申請・更新手続き

有効期限が令和2年7月31日（金）の認定証をお持ちの方は、更新手続きをしてください。

◆対象者

- ・70歳未満の国保加入者で国保税の滞納がない世帯の方
- ・70歳から74歳までの国保加入者で、所得区分が「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」、「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の方

◆申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印鑑
- ・世帯主および対象者の個人番号確認書類（通知カード、マイナンバーカードなど）
- ・来庁する方の本人確認書類（運転免許証など）

◆注意事項

- ・限度額適用認定証および限度額適用標準負担額減額認定証は、申請月の1日から有効です。
 - ・下表の所得区分で、所得区分が「オ」、「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」の世帯の方に、入院時の食事が減額される限度額適用標準負担額減額認定証を交付します。交付には事前の申請が必要です。
 - ・所得区分の判定に、世帯主および世帯の国保加入者全員の所得申告が必要です。
- ◆問合せ
保険医療課保険担当（市役所内線253・254）

1カ月の自己負担限度額（年齢および所得別）

◆70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額	
	3回目までの限度額	4回目以降の限度額（※1）
ア 901万円超	252,600円+（医療費-842,000円）×1%	140,100円
イ 600万円超901万円以下	167,400円+（医療費-558,000円）×1%	93,000円
ウ 210万円超600万円以下	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
エ 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

◆70歳～74歳の方

所得区分	自己負担限度額		
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	4回目以降の限度額（※1）
現役並み所得者※2			
Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円）×1%		140,100円
Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円）×1%		93,000円
Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円）×1%		44,400円
一般（※3）	18,000円（※6）	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ（※4）	8,000円		24,600円
低所得者Ⅰ（※5）	8,000円		15,000円

- （※1）過去12ヵ月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。ただし、70～74歳の所得区分「一般」の外来（個人単位）による高額療養費の支給は、この回数に含まれません。
- （※2）同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の国保加入者がいる70歳～74歳の方で、医療費の自己負担割合が3割の方。自己負担限度額の外来（個人単位）・外来+入院（世帯単位）の区別はありません。
- （※3）住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割の方
- （※4）世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の世帯の方
- （※5）※4の条件に加えて、各所得（公的年金等控除額は80万円として計算）が0円の方
- （※6）1年間（8月～翌年7月）の自己負担限度額は144,000円です（「一般」、「低所得者Ⅰ・Ⅱ」であった月の外来の合計限度額）。

第67回西脇市民体育大会

第67回西脇市民体育大会の総合開会式を10月4日（日）午前8時30分から、西脇中学校グラウンドで開催します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭バレーボール、少林寺拳法とバドミントンについては中止します。感染拡大の状況によって、その他の種目についても中止または延期することがあります。

◆問合せ

生涯学習課スポーツ振興室（総合市民センター内/☎22-5996）



種目	日程	場所	申込み・問合せ
陸上競技	10月4日（日）	都麻の郷交流グラウンド 周辺	藤原 明博 ☎23-5798
庭球	9月21日（月・祝）、10月4日（日）、11日（日）	西脇公園テニスコート	高瀬 善久 ☎23-7353
バレーボール	10月4日（日）	黒田庄体育センター	萩原 靖久 ☎22-0642
軟式野球	未定	西脇公園球場 ほか	岡井 徹 ☎28-4624
柔道	10月4日（日）	総合市民センター武道館	長谷川 広幸 ☎24-1204
剣道	10月4日（日）	西脇小学校体育館	渡邊 貴道 ☎22-2387
ソフトボール	10月18日（日）、25日（日）	野村公園グラウンド ほか	北村 守 ☎22-4027
空手	10月4日（日）	西脇中学校格技館	永井 邦由 ☎090-8750-6130
硬式テニス	10月4日（日）	西脇南中学校テニスコート	青山 義明 ☎090-5642-9426
サッカー	9月～11月	あかねが丘グラウンド	高橋 克明 ☎090-4641-5591
山岳	11月15日（日）	未定	土肥 正彦 ☎23-6513
グラウンド・ゴルフ	10月4日（日）	西脇中学校グラウンド	藤原 茂雄 ☎090-3717-2013
硬式野球	10月24日（土）、25日（日）	黒田庄ふれあいスタジアム ほか	西山 孝彦 ☎090-2197-9236

いみダイエット通信

◆環境課（☎22-3111）

第39話 ～無許可の回収業者を利用しない～

古くなった家電製品や大型の家具などを処分するとき、回収業者の利用を考えたことはありませんか。昨今、無許可の廃棄物回収業者による不法投棄や不適切な処理が問題になっていきます。



廃棄物回収には許可が必要

廃棄物を回収するには、自治体（本市では、みどり園）の許可を受ける必要があります。無許可の回収業者とは、みどり園の一般廃棄物処理業の許可を得ずに、違法に家電製品や大型の家具などを回収している業者が、これに当たります。

無許可の業者に廃棄物を引き渡すと、みどり園や市は、法律を遵守した適正な処理の確認ができません。また、他の地域では、無許可業者による回収物の不法投棄といった

不適切な処理や、管理不足による火災などの事例が報告されています。さらに、回収時に高額な処理料金を請求されたという事例もあります。

家電製品や大型家具の処分

比較的新しく、まだ使える家電製品などについては、古物商の許可を持った信用できるリサイクルショップに、中古品として買い取ってもらうことを検討してください。

家電製品や大型の家具などをごみとして処分する場合、ごみステーションは利用できません。みどり園（☎23-2808）に相談し、適切な処分をお願いします。

処分方法が決められたものも

テレビやエアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象となっており、みどり園では引き取ることができます。購入店またはお近くの家電小売店などに相談してください。